

訪問してきた工事業から「屋根が壊れている。このままでは大変なことになる」と言われ工事を契約した。しかし近所の業者に見てもらったら、壊れている箇所はないと言われた。冷静に考えてみると工事の必要はないと思うので、契約をキャンセルしたい。

(70歳代 男性)

「屋根工事の点検商法」に関する相談が急増しています。点検商法とは、「近所で工事をするのであいさつに来た」などと言って業者が自宅を突然訪問し、屋根を点検した後、「このままだと大変なことになる」と不安をあおって修理などの契約を迫る手口です。

悪質な業者は、破損した屋根の写真をあらかじめ用意し、あたかも今撮影したかのように見せたり、火災保険を使うことで安く工事ができるなどと勧誘してきます。割引すると言いながら、実際は相場よりも高額な場合もあります。

火災保険が使えると言われても、実際に保険金が支払われるかはわかりません。保険については、加入している保険会社や代理店に相談しましょう。経年劣化による損傷であるのに災害によるものとして保険金の申請をすると、保険会社から保険契約を解除されたり、詐欺罪に問われたりする可能性もありますので、絶対にしないでください。

見知らぬ業者の不審な訪問による屋根工事は、きっぱりと断りましょう。修理が必要な場合でも、慌ててその場で契約せず、複数の業者から見積もりを取ったり、家族や第三者に相談したりして、慎重に判断することが大切です。もし契約をしてしまっても、クーリング・オフができる場合もあります。

困ったときは一人で悩まず、最寄りの消費生活相談窓口にご相談してください。